会計	繰越	検算	転記		
㊍	㊍	㊐	㊎	○	

（その１）

収支報告書

令和元 年分
（ 開催分）

（ふりがな） いしいみつこときぼうのかい

1 政治団体の名称 石井苗子ときぼうの会

2 主たる事務所の所在地 東京都文京区湯島1-10-5
湯島Ｄ＆Ａビル６Ｆ

3 代表者の氏名 石井 苗子

4 会計責任者の氏名 飯塚 将史

事務担当者の氏名 浜崎 篤人

（電話） 03-6550-1115

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類 参議院議員
（現職・候補者の別） （現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名 石井 苗子

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 石井 苗子

公職の種類 参議院議員
（現職・候補者の別） （現職）

公職の候補者の氏名（２人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

受付
2.7.20
収支公開室
第 号

3306 号
2.6.-1
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2451

100320

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,674,714
（前年からの繰越額）	2,150,222
（本年の収入額）	10,524,492
支　出　総　額	8,116,332
翌年への繰越額	4,558,382

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	4,274,492	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	6,274,492	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	6,274,492	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	参議院議員　石井苗子君を励ます会	4,250,000	令和元年11月25日ホテルニューオータニ　おり鶴千代田区
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	4,250,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	石井苗子	383,696	H31/4/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
2	石井苗子	945,796	R1/5/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
3	石井苗子	500,000	R1/6/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
4	石井苗子	1,260,000	R1/7/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
5	石井苗子	600,000	R1/8/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
6	石井苗子	315,000	R1/11/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
7	石井苗子	270,000	R1/12/25	川崎市多摩区南生田6-24-2	参議院議員	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合　　計	4,274,492				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R1/6/10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
2	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R1/12/10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合　　計	2,000,000				

（その11）

	(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		参議院議員　石井苗子君を励ます会（11月25日）	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	東日本遊技機商業協同組合	260,000	R1/11/25	東京都台東区東上野3-18-7　上野駅前ビル9階	中村　昌勇	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	合　　計	260,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	4,396,983		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	90,000		
小計	4,486,983	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,349,349	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	779,772		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,569,577		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	280,000		
(6) その他の経費	0		
小計	3,629,349	0	
合計	8,116,332		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	家賃	60,000	R1/8/28	特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニット	東京都千代田区外神田2-19-3　お茶の水木村ビル2F	1～6月分
2	家賃	30,000	R1/12/20	特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニット	東京都文京区湯島1-10-5湯島D&Aﾋﾞﾙ6F	6～12月分
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	90,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					機関紙発行費用	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵送代金	211,560	R1/6/24	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	郵送代金	81,180	R1/6/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	郵送代金	112,422	R1/6/27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
4	封筒代	55,290	R1/7/24	(有)デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12 サンエスビル	
5	印刷代	319,320	R1/7/30	大槻デザイニング㈱	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	779,772				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 参議院議員　石井苗子君を励ます会（11月25日）	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	飲料代	18,208	R1/11/21	㈱四方	東京都港区赤坂3-12-21	
2	講演料	72,000	R1/11/25	原かなこ	東京都世田谷区三軒茶屋2-38-9-201	
3	会場代	1,942,655	R1/11/28	㈱ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
4	案内状印刷代	341,280	R1/12/13	大槻デザイニング㈱	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
5	会場花代	105,930	R1/12/20	インパック㈱	東京都東大和市南街1-11-13	
6	演奏料	80,000	R1/12/25	治面地瑠美	東京都江東区亀戸2-1-21-414	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	9,504				
	合計	2,569,577				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄付金	35,000	R1/11/20	松本光博を育てる会	東京都杉並区荻窪5-21-10	
2	寄付金	35,000	R1/11/20	松本ときひろ後援会	東京都品川区小山4-4-6　大崎ビル2F	
3	寄付金	35,000	R1/11/20	さくらと花水木の会　代表吉沼徳人	東京都三鷹市上連雀9-21-13	
4	寄付金	35,000	R1/11/20	藤條たかゆき友の会	東京都多摩市聖ヶ丘2-28-7	
5	寄付金	35,000	R1/11/21	澤井慧　後援会	東京都調布市富士見町1-9-21	
6	寄付金	35,000	R1/11/25	くちいし竜三　後援会	東京都足立区西新井本町4-29-8	
7	寄付金	35,000	R1/11/25	山田一義　後援会	東京都練馬区豊玉北5-24-15-1003	
8	寄付金	35,000	R1/11/25	ひえしま進　後援会	東京都世田谷区船橋3-24-1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	280,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　29日

政治団体の名称　石井苗子ときぼうの会

会計責任者の氏名　飯塚　　将史

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月２５日

石井苗子ときぼうの会
代表　石井　苗子　殿

登録政治資金監査人　森　秀義
登録番号　第　５１７５　号
研修修了年月日　平成２９年２月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、石井苗子ときぼうの会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、石井苗子ときぼうの会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

石井苗子ときぼうの会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、石井苗子ときぼうの会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上